

1. 2016年度事業の基本方針(案)

移動サービスネットワークみやぎの活動目的を本年度も、[移動サービスの提供、または、サービスの提供を計画している非営利団体が、相互に協力して移動サービスの向上と普及を図り、情報交換とネットワーク活動により問題解決をはかり、「だれでも、いつでも、どこへでも」移動できる社会の実現に寄与すること]として定め、今後も引き続き移動困難者の立場にたって、移動サービスを推進することとします。

平成26年介護保険法の改正により、要支援1・2の訪問介護と通所介護が市町村事業へ移行すること等を内容とする「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」とする。)が平成27年～平成29年の間に全市町村で導入されるが、総合事業では、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用し高齢者を支援することになっています。

介護保険制度改正に伴って今後3年間で各自治体が導入する「介護・予防日常生活支援総合事業」では、移動支援や移送前後の生活支援も含まれているので今後、移動の問題の鍵を握るのは、自治体であります。

地域支え合い型「移動サービス」(登録不要の活動)の勉強会でも確認されましたが、厚生労働省が地域包括ケアの中に「移動支援」を位置づけているように、地域支え合い型移動サービスは、日常生活に必要不可欠のサービスのひとつでもあります。

この制度を理解し、活動に生かしていくために学習会を行います。

総合事業において、外出支援(移動サービス:訪問型サービスDを想定)について担い手を養成することも必要であります。

以上のことを中心として取り組みながら、情報の共有と発信では、ホームページのリニューアル化、認定講習事業として、福祉有償運送運転者講習、インストラクターの養成、新しく移動サービス活動に取り組む事業所に対する相談事業と会員の組織化に取り組みます。

2. 具体的な事業計画

(1) 支援センター運営

項目	内容
1) 情報収集及び発信	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修会参加 ・全国ネット主催等 ○ホームページリニューアル、メールの発信

2) 認定講習の実施	年5回+随時(開催最低受講者数条件 8名) 4月、7月、9月、11月、2月
3) 相談、協力、支援	○移動サービスフェスタ ・ウェルフェア 2016 参加取り組み ○相談・支援活動 ○会員拡大活動
4) 政策提言	○宮城県、各市町村との意見交換会(事務権限移譲等) ○全国ネットと連動
5) 各種研修会	○生活支援サービス(訪問型サービスD)について学習会 6月25日 総会&学習会 仙台市NPOプラザ ○有償運送運転者講習インストラクター養成講座 ○運転者フォローアップ研修 ○ディサービス等送迎運転者講習 ○各団体への研修

(2) 組織関連活動

1) 総会開催	・通常総会(6月25日)宮城県NPOプラザ
2) 理事会開催	・年3回 6月 10月 2月